

### 3. 遺構

#### (1) 概要 (第4・5図参照)

今年度の発掘調査はA地区の第1～第3テラスを対象とした。発掘調査前の地形測量により、各平坦地の方位がほぼ一致することが確認できた。

今年度発掘調査の結果、第3テラスは礎石建物跡（塔跡）、第2テラスは礎石建物跡とそれに先行する掘立柱建物跡、第1テラスは掘立柱建物跡の可能性がある柱穴列を確認した。これらは建物の面を東西南北に沿わせている。

現在第1テラスの北側には仲多度郡の琴南町・仲南町・満濃町が接する位置に三角点があり、そこから麓に降りる山道が走るが、中寺廃寺が機能した当時の各平坦地を連結する道は、今回の調査で確認することはできなかった。また、第3テラスと第1テラスとに一ヶ所ずつ後世の炭焼窯が作られていた。

第1テラスでは尾根付近の斜面を削り、緩やかに下る平坦地を造成している。第2、第3テラスは山側の斜面を削り、谷側に盛土して造成している。第2テラスと第3テラスを比較すると、第2テラスは主に斜面を削り造成しており、第3テラスは主に盛土によって造成している。

第1テラスと第2テラスの比高差は約5～6m、第2テラスと第3テラスの比高差は約4mである。

#### (2) 第3テラス

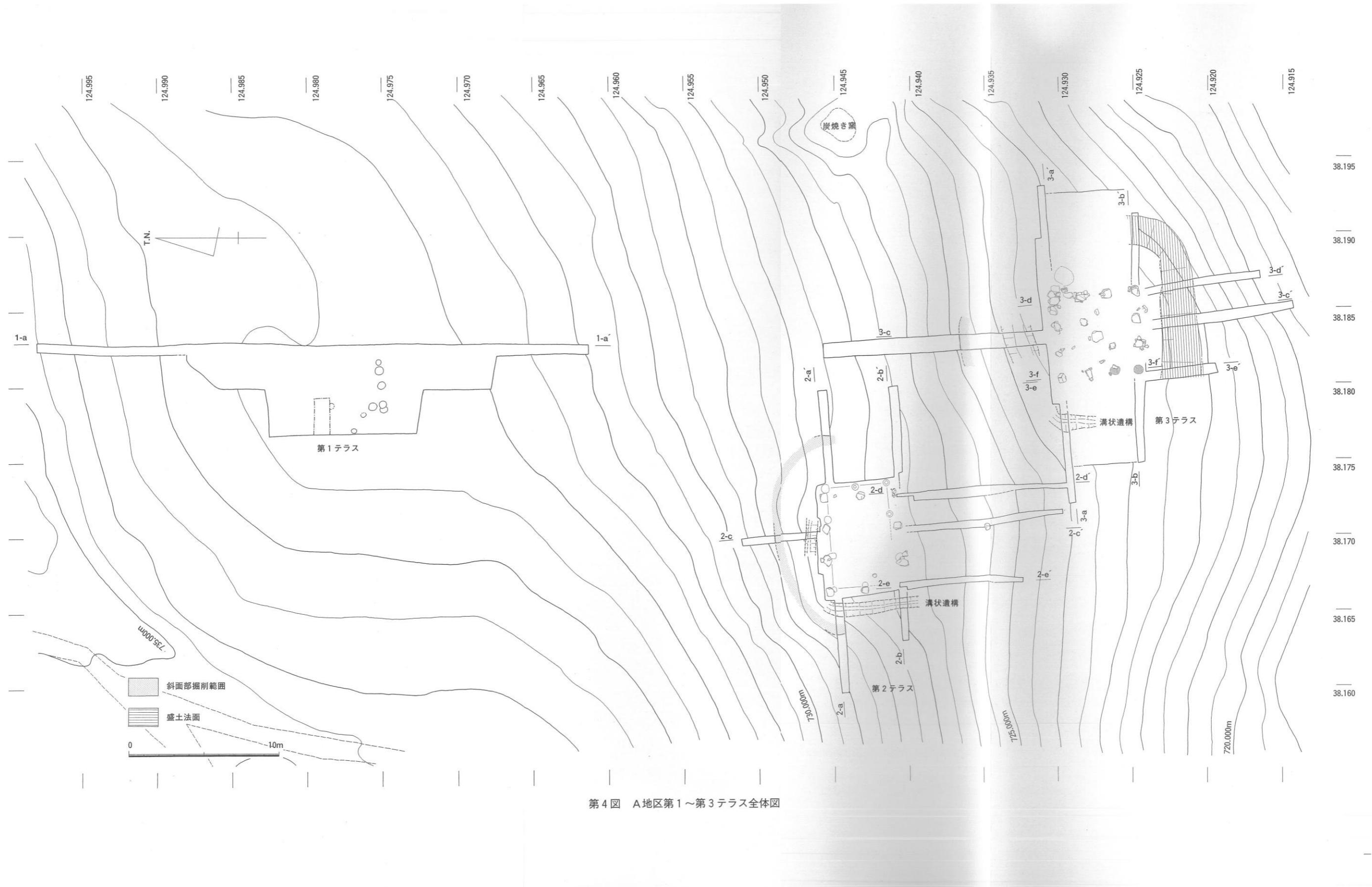
第3テラスは標高723m前後に位置し、南面する70m<sup>2</sup>程度の平坦地である。昭和59年度調査により、3間×3間、12個の礎石と心礎石を確認しており、塔跡と考えられる。心礎石下部からは10世紀前半の土師器壺などを埋納した地鎮遺構を検出している。

今年度の調査では礎石とその周辺遺構の関係と、平坦地の造成過程の解明に主眼を置き調査を行った。まず腐植土を除去し、昭和59年度調査時のトレンチを再掘削した。その後それぞれのトレンチを平坦地外方に延長し土層堆積を確認した。その状況を元に調査面積を平面的に広げ、遺構検出を試みた。

##### ① 平坦地の造成 (第4・7・8図参照)

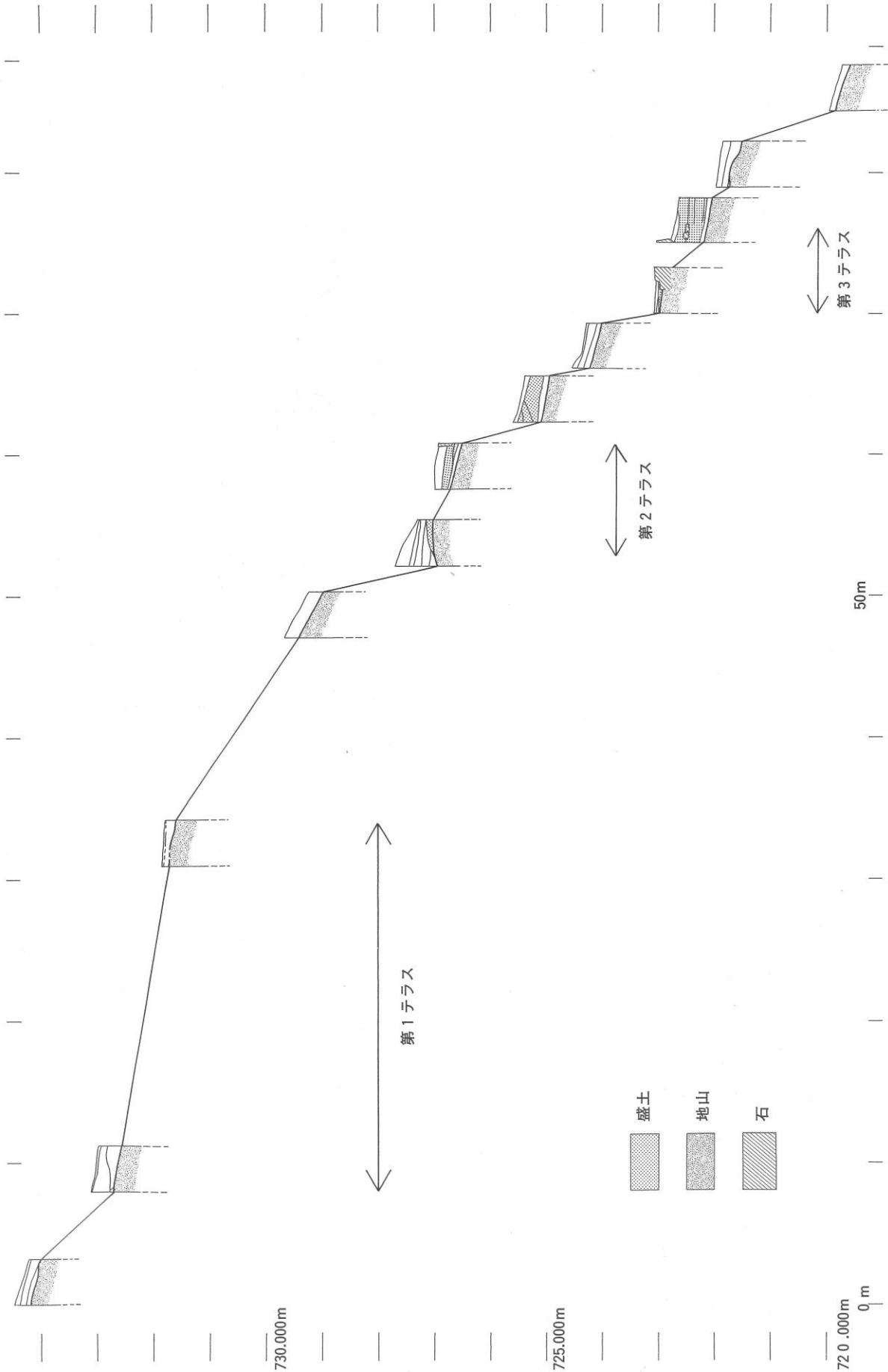
第3テラスは、山側は地山を岩盤まで掘削し、谷側は盛土により平坦地を造成している(3-c～3-c'断面参照)。平坦地周囲における斜面の勾配は山側自然地形が14°、山側法面が19°、谷側法面が24°、谷側自然地形が15°である。

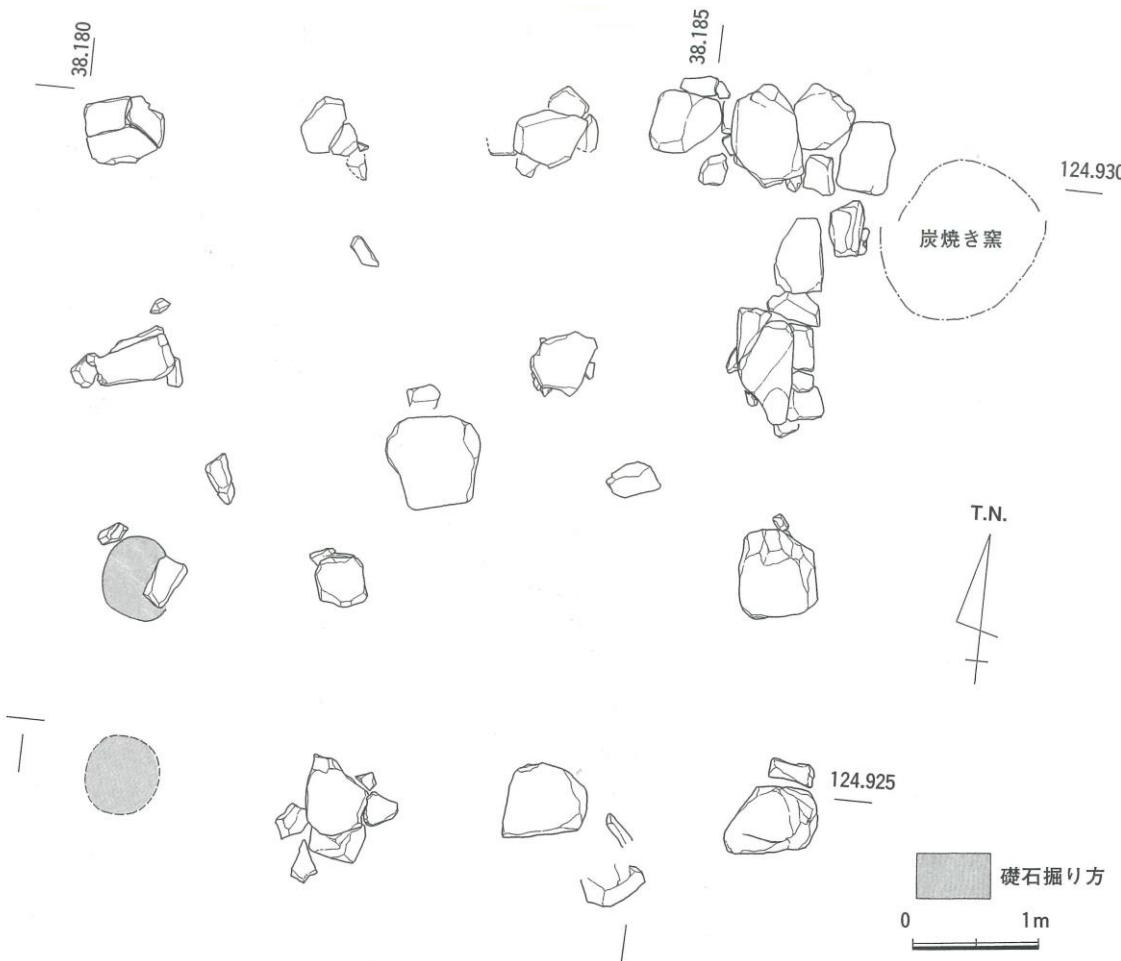
平坦地の造成過程は4段階に大別できる。まず地山を削りくぼ地を作る(1段階)。次にくぼ地を1番目の盛土・2番目の盛土で埋め戻す(2段階)。1番目の盛土は小礫を含んでおり、地山の岩盤を削った際の廃土を充填したと考えられる。2番目の盛土は礫を含まず、地山の表層を削った際の廃土を充填したと考えられる。続いてシルトと粘質土を薄く交互に



第4図 A地区第1～第3テラス全体図

第5図 第1～第3テラス土層柱状図





第6図 第3テラス塔跡礎石平面図

重ねた3番目の盛土により、地盤の強度を上げつつ平坦地を整形している（3段階）。最後に岩盤を削った際の土を混ぜた4番目の盛土により、平坦地の上面を整地している（4段階）。

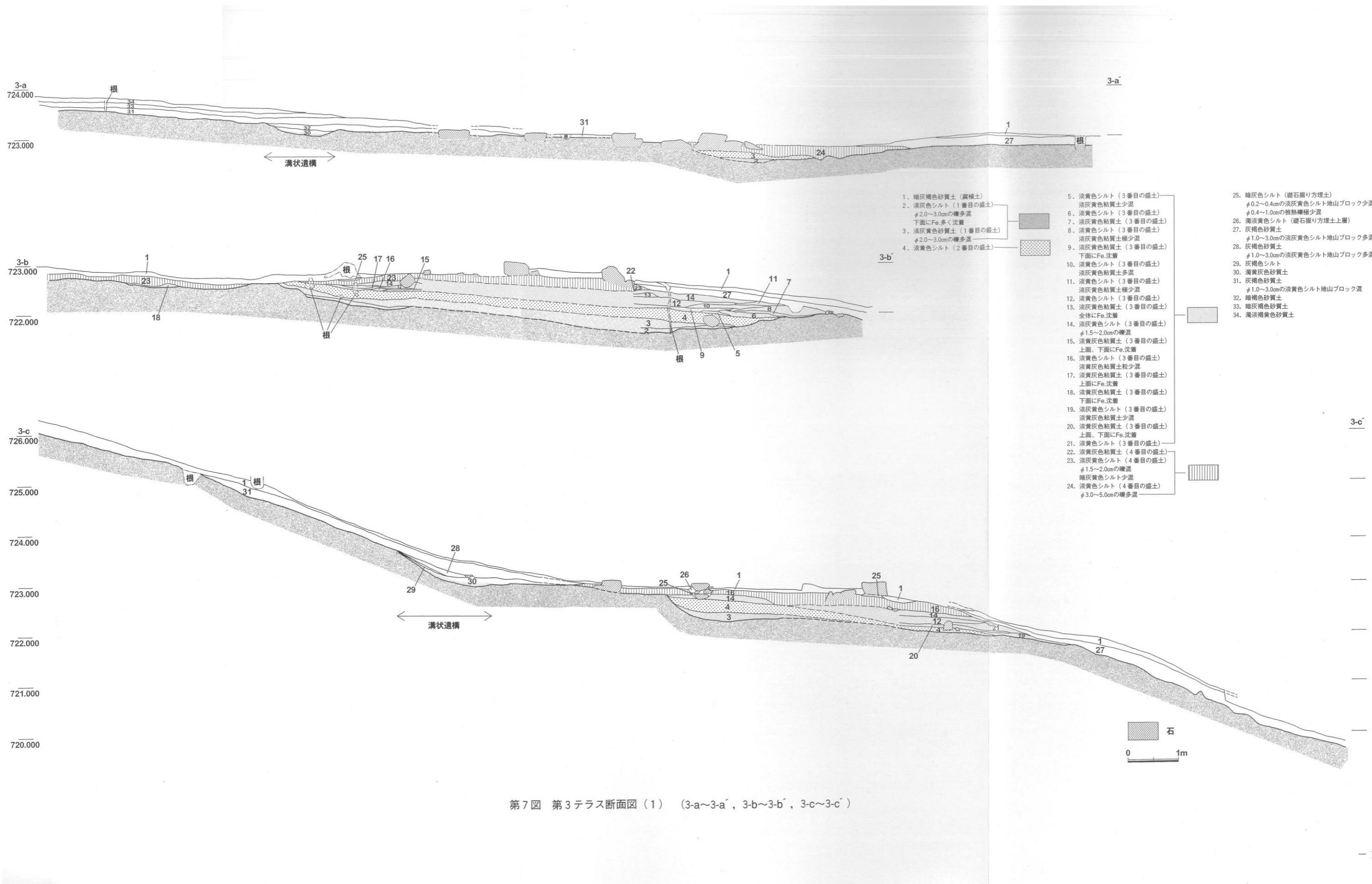
第3テラスは南側から東側にかけては盛土によって整地され、北西側は地山を削ることによって整地されている。

## ② 塔跡礎石（第6図参照）

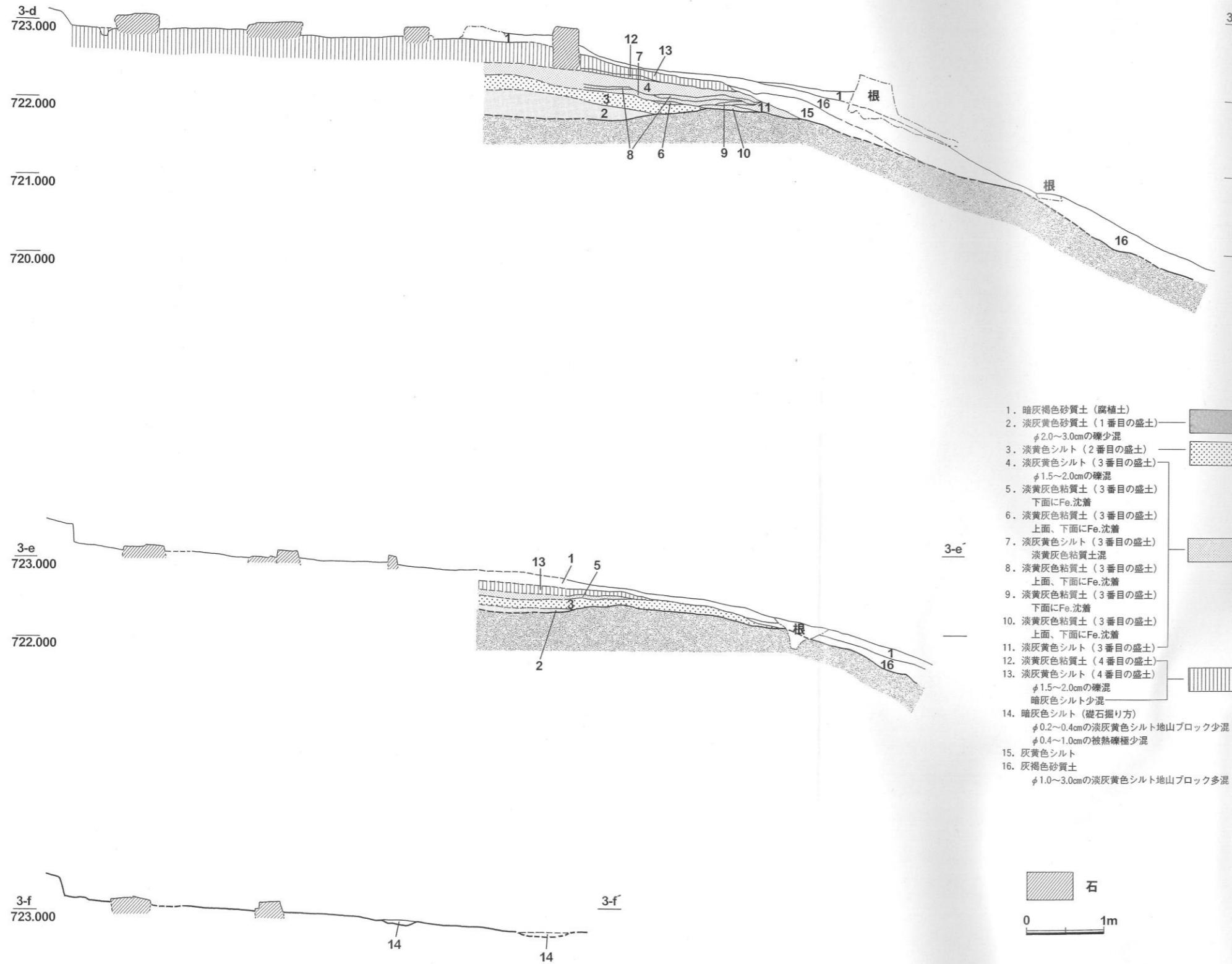
礎石は3間×3間の外側のものと1間×1間の内側のものに分かれ、それらの礎石の中央に一回り大きな心礎石がある。礎石の方位は南北方向の並びでN-6°-Eである。礎石は安山岩製と思われ、いずれも不定形な形状である。心礎石を含むいくつかの礎石は上面を平坦に加工した痕跡が認められるが、大半は平坦面を持つ自然石である。同様の石が付近の谷に露出しているため、山中の自然石を礎石として調達したと考えられる。

外側の礎石は西側列の南2石のみ欠落しているが、礎石を据えるための掘り方と思われる遺構を検出した。

内側の礎石は南東と北西の礎石が欠落しているが、掘り方が削平されたためか元々掘り方



第7図 第3テラス断面図(1) (3-a~3-a', 3-b~3-b', 3-c~3-c')



第8図 第3テラス断面図(2) (3-d~3-d', 3-e~3-e', 3-f~3-f')

がなかったためか外側同様の掘り方を検出できなかった。しかし、内側の礎石上には塔の重量を支える支天柱が存在したと想定されるため、本来は礎石が据えられていたものと考えられる。また、北東の礎石付近には礎石同様の石材が位置しており、うち数石は平坦面をそろえている。

建物の幅は南北約5.4m、東西約5.2mで、床面積は約28m<sup>2</sup>である。南北列における礎石の間隔は約1.8m、東西列における礎石の間隔は約1.7mである。

それぞれの礎石について中央部の最小の幅を測ると、四隅の礎石で約40cm、四隅を除く外側の礎石で約30cm、内側の礎石で約30cmであるため、塔を支えた柱の規模は四隅の柱が直径40cm以下、四隅を除く外側の柱と内側の支天柱が直径約30cm以下であると考えられる。心礎石は中央部の幅が最小約60cmであり、心柱の太さは約60cm以下であると考えられる。

礎石の据え方には、削平された岩盤上に直に据えられたものと、盛土上に掘り方を伴って据えられるものがある。掘り方を伴うものには単体で据えられるものと、礎石下部に石を充填するものがある。

#### ④ 溝状遺構（第4・7図参照）

礎石の北側と西側において溝状遺構を確認した。西側において確認した溝は礎石の平坦面のレベルより若干深く逆台形状を呈すが（3-a～3-a'断面参照）、それに対し北側で確認した溝は礎石の平坦面のレベルから若干くぼむ程度である（3-c～3-c'断面参照）。

溝の中心から一番近い礎石の中心までの距離は北側の溝で2.95m、西側の溝で2.80mとほぼ同距離であるため、溝状遺構は建物の軒先と並行する事が確認できる。

#### ③ 第2テラス

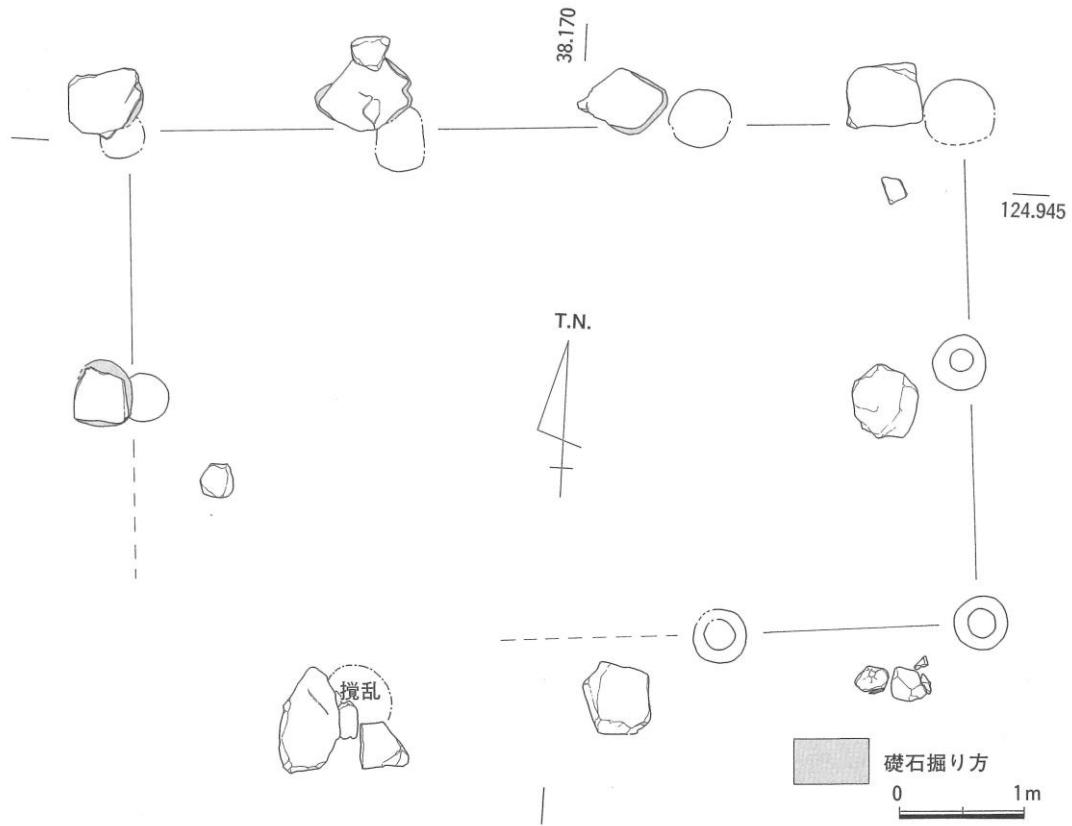
第2テラスは標高727m前後に位置する、約40m<sup>2</sup>の南面する平坦地である。調査着手前には平坦地谷側の縁辺部に1辺40～50cmの礎石と考えられる石が露出していた。昭和59年度調査において埋没した礎石をボーリング棒により確認し、礎石建物跡の存在を想定していた。

今年度の発掘調査により掘立柱建物跡と礎石建物跡を確認した。平坦地の北端と西端では溝状遺構を検出した。平坦地の南側は平坦地造成と併せて緩斜面を造成していることを確認した。

#### ① 平坦地の造成（第10・11図参照）

第2テラスは、山側は地山を岩盤まで掘削し、谷側は盛土により平坦地を造成している（2-c～2-c'断面参照）。盛土は谷側より数段階に分けて構築し、最後に平坦面の全面を覆う整地土により整形している（第10図6層）。第2テラスの谷側は平坦地を造成する際の盛土によって緩やかな斜面となる。

平坦地周辺の斜面の勾配は山側自然地形が30°、山側法面が37°、谷側法面が12°、谷側自然地形が13°である。



第9図 第2テラス掘立柱建物跡・礎石建物跡平面図

第2テラスは平坦地の大部分を地山の掘削により造成する事が可能なため、元々平坦地の造成が容易な地形であったと考えられる。

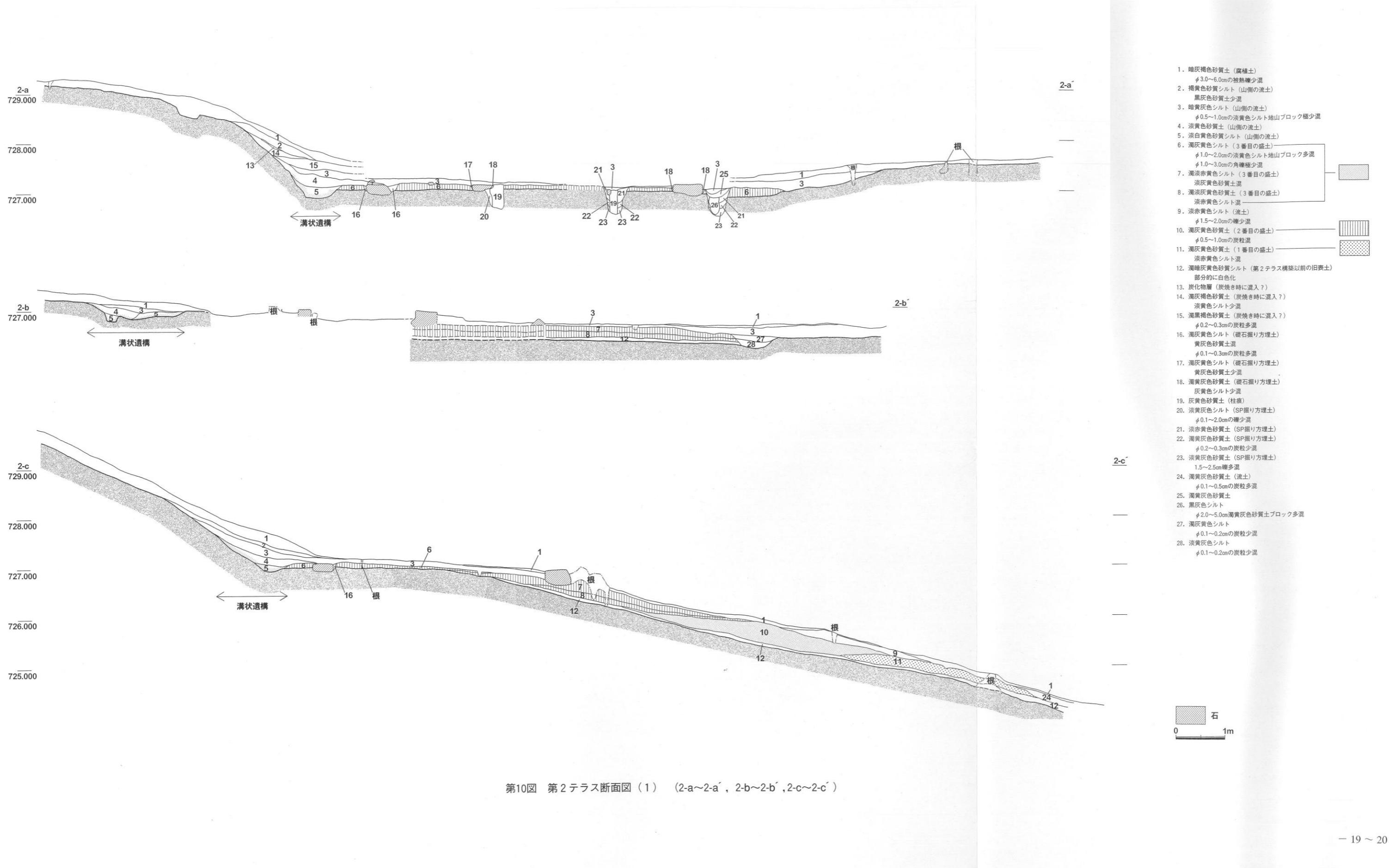
## ② 掘立柱建物跡（第9・10図参照）

遺構検出面において、梁行2間×桁行3間の掘立柱建物跡を構成する柱穴を8基検出した。南側列の西2穴は植物根による侵食が原因で検出できなかったが、同様の柱穴が位置すると想定される。柱穴の方位は南北方向の並びでN-5°-Eであり、後出する礎石建物跡の方位と一致する。

建物の幅は梁行約4.0m、桁行約6.7mであり、床面積は約26m<sup>2</sup>である。棟持柱の間隔は約6.5mを測り、建物の桁行に比べ約20cm狭い。桁行における各柱痕の間隔は約2.1mだが、北側列中央の柱間のみ約2.3mと広い。それに対し、梁行における各柱穴の間隔は約2mで統一される。

柱穴の掘り方が整地土を切り込むため、平坦地造成後に掘立柱建物が構築されていることが確認できる。さらに柱穴の掘り方は礎石の掘り方に切られるため、掘立柱建物は礎石建物構築以前の建物であると考えられる（2-a～2-a'断面参照）。

柱痕を確認できる柱穴があり、柱痕の幅から柱の規模は直径約20cmと想定できる。



### ③ 磓石建物跡（第9図参照）

礎石は安山岩の自然石の平坦面を利用し、梁行2間×桁行3間で並ぶ。礎石の方位は南北方向の並びでN-5°-Eであり、先行する掘立柱建物跡の方位と一致する。建物の幅は梁行約4.6m、桁行約6.3mであり、床面積は約30m<sup>2</sup>である。棟持柱の間隔は建物の桁行の幅とほぼ同じである。各礎石の間隔は梁行が2.3m、桁行が約2.1mである。掘立柱建物跡と違い、礎石建物跡の桁行方向は等間隔に礎石が並ぶ。南側列中央の2石は平坦面のレベルが他の礎石より低く、本来の位置より若干南に動いていると想定できる。南東隅・南西隅の礎石は欠落しているが、南東隅では礎石下部にあったと考えられる石を確認している。平坦面の約6m南側には礎石と同規模の石があり、南東隅・南西隅どちらかの礎石が転落したと考えられる。

礎石は長方形、正方形、菱形といった様々な形状をもつ石を使用していることから、塔跡同様山中の自然石を調達していると考えられる。

それぞれの礎石について中央部の最小の幅は、四隅の礎石で45cm、四隅を除く礎石で35cmであるため、礎石建物の柱の太さは四隅の柱が直径45cm以下、四隅以外の柱が直径35cm以下であると考えられる。

礎石は非常に狭い掘り方をもつ。掘り方が掘立柱建物跡の柱穴を切るため、礎石建物は掘立柱建物に後出すると考えられる。

### ④ 溝状遺構（第4・10図）

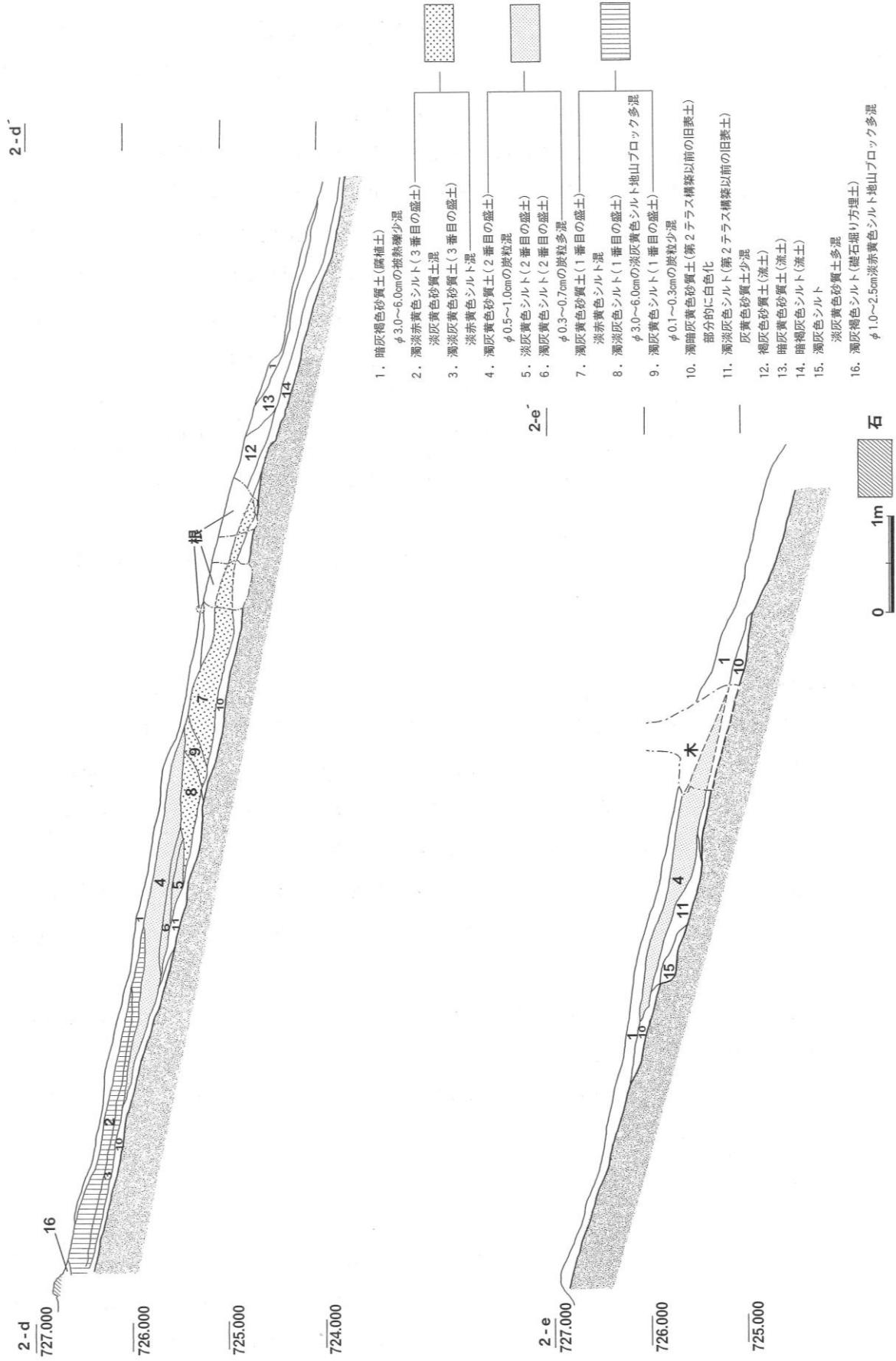
礎石の北・北西・南西側において溝状遺構を確認した。一番近い礎石の平坦面のレベルから溝底場までの深さは北側で約8cm、北西側で約10cm、南西側で約6cmである。溝底場の標高は北側が726.994m、北西側が726.880m、南西側が726.820mであり、溝に流れ込んだ水は平坦地北辺を西に流れた後、平坦地西辺を南に流れたものと想定される。

溝の埋土に砂粒が混じらず、流水していた痕跡が確認できないことから、建物建立において溝は空掘り状であったと想定され、山側からの流土により短期間の内に埋没したと考えられる。

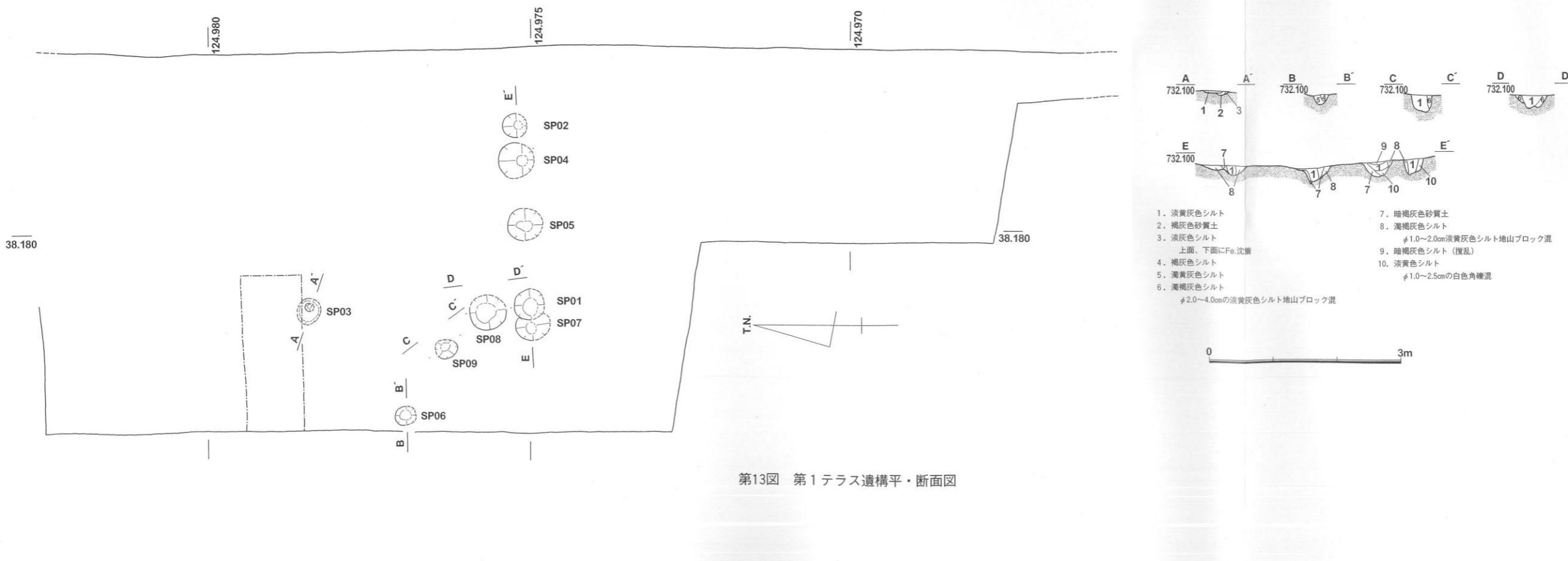
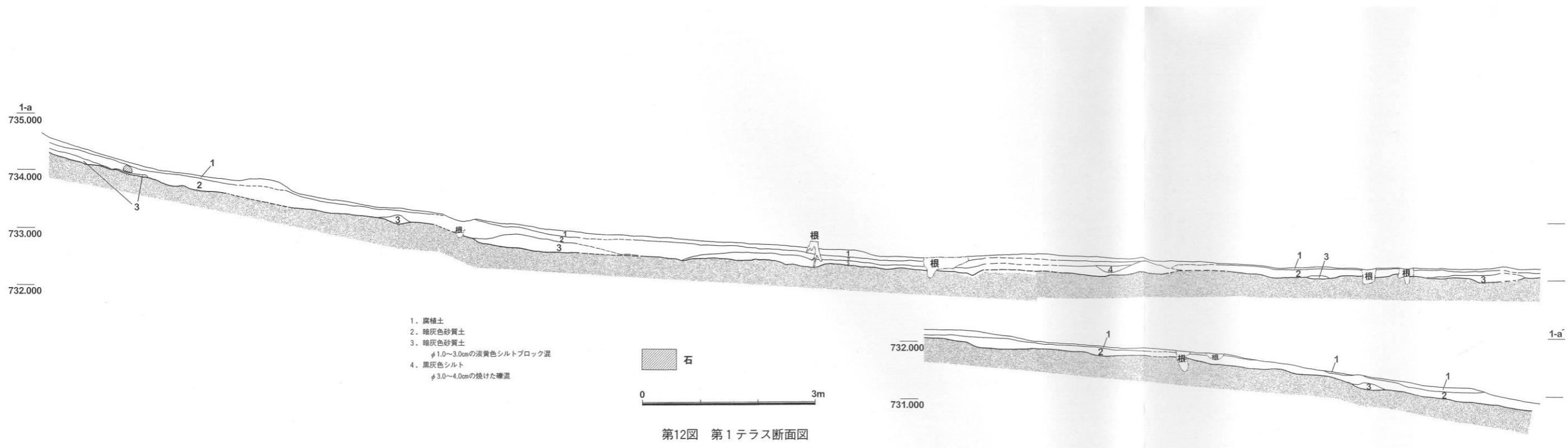
溝の中心から一番近い礎石の中心までの距離は北側の溝で1.05m、北西側の溝で1.20m、南西側の溝で1.50mであり建物の屋根の方向と並行しないため、溝が雨落溝ではないことが想定される。さらに北側・西北側において溝が岩盤を削りこみ、溝状遺構は人工的に掘削された排水溝である可能性が高いと考えられる。

### (4) 第1テラス

第1テラスは標高733m前後に位置し、南西に面する900m<sup>2</sup>程度の、A地区において最も面積が広い平坦地である。発掘調査に先行し実施したボーリング棒調査において礎石を確認できなかったため、掘立柱建物跡の存在を想定し調査を行った。まず平坦地中央において南北方向のトレンチを設定し土層の状況を確認した後、平坦面部分を西へ3m拡張した。その後遺物・遺



第11図 第2テラス断面図（2）



構が多く出土した付近を更に西へ3m拡張した。その結果柱穴を数基検出し、第2・第3テラスの建物と方位がほぼ一致する柱穴列を確認した。

このほか、平坦地造成の段階で混入した旧石器・縄文時代の遺物が出土し、中寺廃寺跡に先行する遺跡の存在を確認した。

#### ① 平坦面の造成（第12図参照）

基本層序は地山、流土（2・3層）、腐植土（1層）の順である。また、焼けた礫を含む層（4層）は後世の炭焼きにより堆積したと想定される。

平坦地の造成は地山の掘削による。平坦地北端の標高は732.72m、南端の標高は731.71mである。2点間の標高差は約1m、距離は約23mであり、第1テラスの平坦地は谷側に向かって緩やかに下ることが確認できる。

#### ② 検出遺構（第13図参照）

遺構検出面において柱穴を9基確認した。第1テラスでは削平が顕著であり各柱穴とも非常に浅い。確認した柱穴のうちSP02・SP04・SP05・SP01・SP07が東西方向で並び、掘立柱建物を構成する柱穴列の可能性がある。柱穴列の方位は東西方向でW-6°-Sであり、第3・第2テラスで確認した遺構の方位とほぼ一致する。

## 4. 遺物

### (1) 概要

今年度の調査では28ℓコンテナに換算して約3箱分の遺物が出土した。遺物の種類は土師器・須恵器・鉄製品等で、主な時期は10世紀～11世紀である。鉄製品についてはX線写真を図版13に掲載した。昭和59年度調査同様、今回も瓦は出土しなかった。

また、第1テラスにおいて旧石器時代～縄文時代前期の石器、縄文土器などが出土した。

### (2) 第3テラス（第14～16図参照）

第3テラスからは須恵器、土師器、黒色土器、鉄釘などが出土地。出土遺物の取り上げ点数は39点、うち土器が30点、鉄器が9点である。

遺物量は少ないが、礎石以西と以東において比較的多く出土している。

第15図は第3テラスから出土した遺物の実測図である。1～3は平坦地を造成した際の盛土中より出土した。4～12は流土中より出土した。

1・2は須恵器椀の底部である。底部が突出し、体部下半が直線的に立ちあがる。3は黒色土器椀の底部である。内黒焼成であり、磨耗が激しく調整等は確認できない。高台を有し、体

部下半は緩やかに内湾する。4～6は土師器壺の底部である。底部は平底でヘラ切りされている。7は須恵器鉢の口縁部である。8～10は土師器壺の底部である。底部は平底であり、体部下半は直線的に立ち上がる。

11は須恵器甕の破片である。内面の青海波文が磨耗していることから、転用硯と考えられる。遺物の破面には形を整えた痕跡が認められる。

12は鉄釘である。頭と軸の屈曲部から軸にかけてのラインが曲線的である（図版13. A-15-12参照）。

遺物の時期はすべて10世紀の範疇に収まり、心礎石下部遺構出土遺物の年代と合致する。

第16図は昭和59年度調査による第3テラス心礎下部遺構の平面図と、そこから出土した遺物の実測図である。図中に網掛けした範囲が心礎石の範囲である。心礎石直下の土坑は、小礫をまばらに敷いた直径約90cm、深さ約25cmの不整円形を呈する。土坑のほぼ中央部には土師器長胴甕、その北側と西側に2個ずつ土師器壺を配置する。

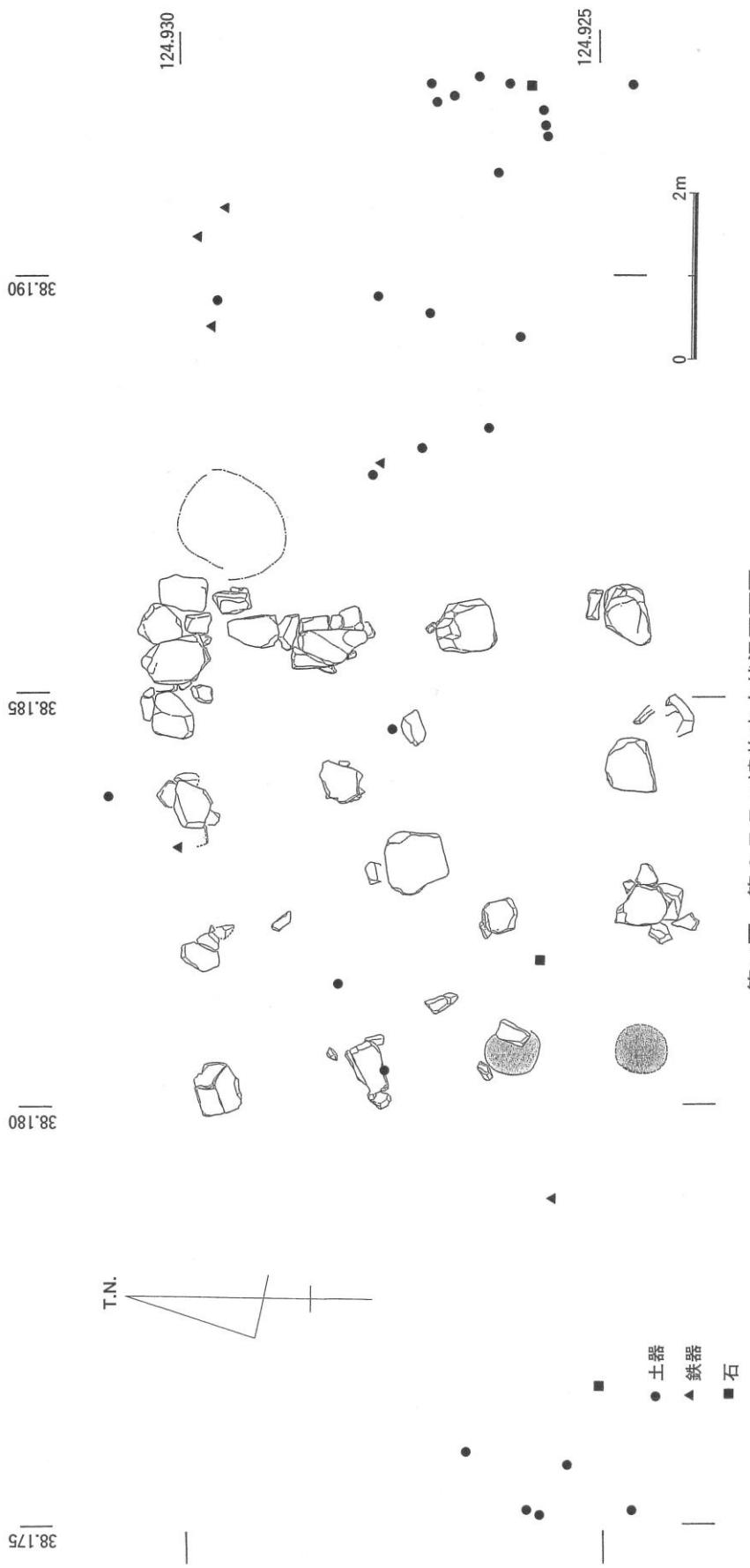
土坑の外では、心礎石中心軸のすぐ南にあたる地点で土師器壺が据えられていた。さらに、土坑両側には直径15cm程度の石を内径20～25cmの円形に配置した遺構を検出した。東側の配石遺構下からは心礎下部遺構のものと同形の土師器壺が出土したが、西側の配石遺構下では直径約30cm、深さ5cmの浅いピット状の落ちこみを検出したのみで、遺物は出土しなかった。

1は土師器壺である。底部は平底でヘラ切りされている。2は土師器長胴甕である。口縁部はゆるく外反した後、わずかに肥厚し、口縁端部は細くつまみ上げられている。3～7は土師器壺である。細部に多少の差異は見られるが、いずれも平底で、体部は丸みをもって立ち上がり、口縁端部は上方につまみ上げられている。底部はヘラ切りされている。香川県綾歌郡綾南町陶に所在する十瓶山古窯跡群において焼成されたと想定でき、時期は10世紀前半と考えられる。また、7の底部にはヘラ記号が刻まれている。

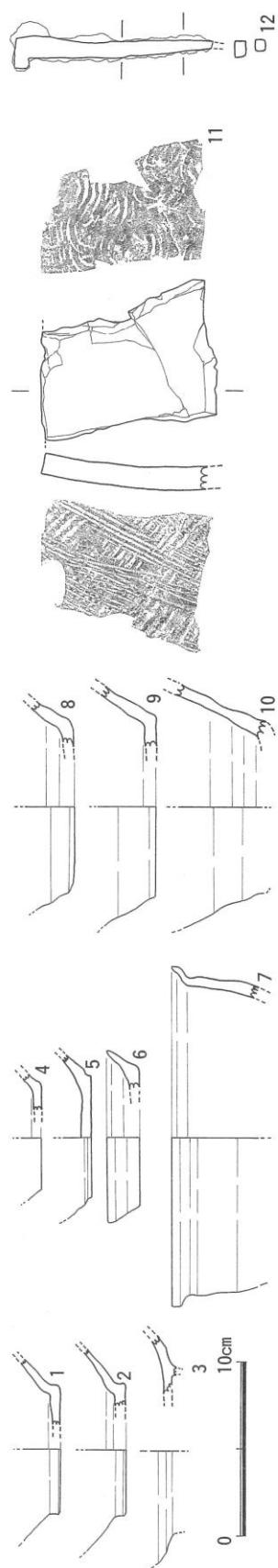
### (3) 第2テラス（第17・18図参照）

土師器・鉄釘・鉄製品などが出土した。遺物は整地土（第10図6層）の上面ないし流土中より出土しており、掘立柱建物跡と礎石建物跡のどちらに伴う遺物であるか判断不可能であった。第2テラス出土遺物の取り上げ点数は194点で、うち土器が132点、鉄器が62点である。土器は土師器壺が多数を占め、建物内南西部より集中して出土した。土師器壺の中には、内外面に黒色や赤色を呈する樹脂が付着するものがある。鉄製品は鉄釘が多数を占めたが、金具状の鉄製品も数点確認した。鉄製品は建物内中央部北側、中央部西側、中央部東側より集中して出土した。

1～10、28、29は整地土直上から出土した。11～25は流土中より出土した。26は盛土が構築される以前の旧表土（第10図12層）中より出土した。27は盛土中より出土した。30は腐植土中より出土した。

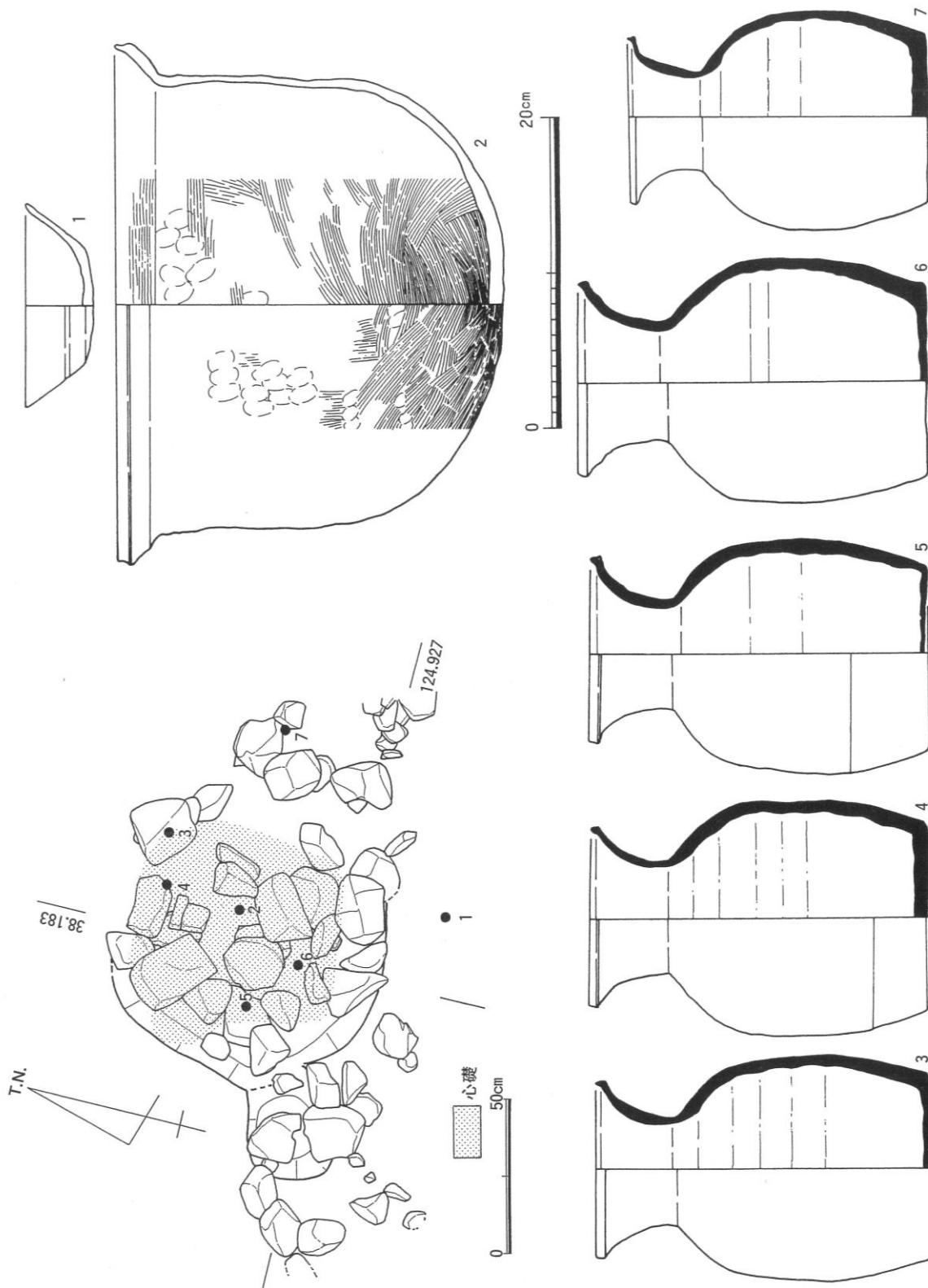


第14図 第3テラス遺物出土状況平面図



第15図 第3テラス出土遺物実測図

第16図 第3テラス心礎下部遺構平面図及び出土遺物実測図



1～27は土師器坏である。1・11・12・26・27は底部から体部下半にかけてシャープに立ちあがり、時期は10世紀後半と考えられる。2～10・13～24は、底部から体部下半にかけてなだらかに立ちあがり、時期は11世紀と考えられる。遺物番号横に●があるものは、内外面に黒色や赤色を呈する樹脂が付着するものである。遺物番号に下線があるものは付着した樹脂について成分分析を行っている。

28～30は鉄製品である。28は鉄釘である。頭と軸の屈曲部から軸にかけてのラインが直線的である（図版13. A-18-28参照）。29は懸垂金具と想定される鉄製品である。先端を輪状に加工している（図版14. B-18-29参照）。30はかすがいと想定される鉄製品である（図版13. A-18-30参照）。

土師器坏の内外面に付着していた黒色や赤色を呈する樹脂について、くらしき作陽大学の北野信彦助教授のご教示を得た。樹脂は肉眼観察によると黒色を呈して土器内部に付着・固化した状態で観察される部分、赤褐色を呈して土器外面に薄く膜状に塗布されたように観察される部分など、様々な状態を有していた。

金属顕微鏡及び実態顕微鏡により観察した結果、樹脂における色調の差異は膜厚の差異により生じる事、すなわち膜面が厚い部分は黒色が強く、膜面が薄い部分は透明感が強く赤褐色を呈することを確認した。膜面のうち保存状態が良好な部分を観察すると、いずれも平滑な膜面構造を呈し、膜面の伸びによる凹凸や球状を呈する空気の抜け穴も観察した。

より詳しい分析のために5点の試料を提供し、有機分析（FT-IR）を行った結果、5点は全て類似しており、2、3種の樹脂がブレンドされたものであることを確認した。

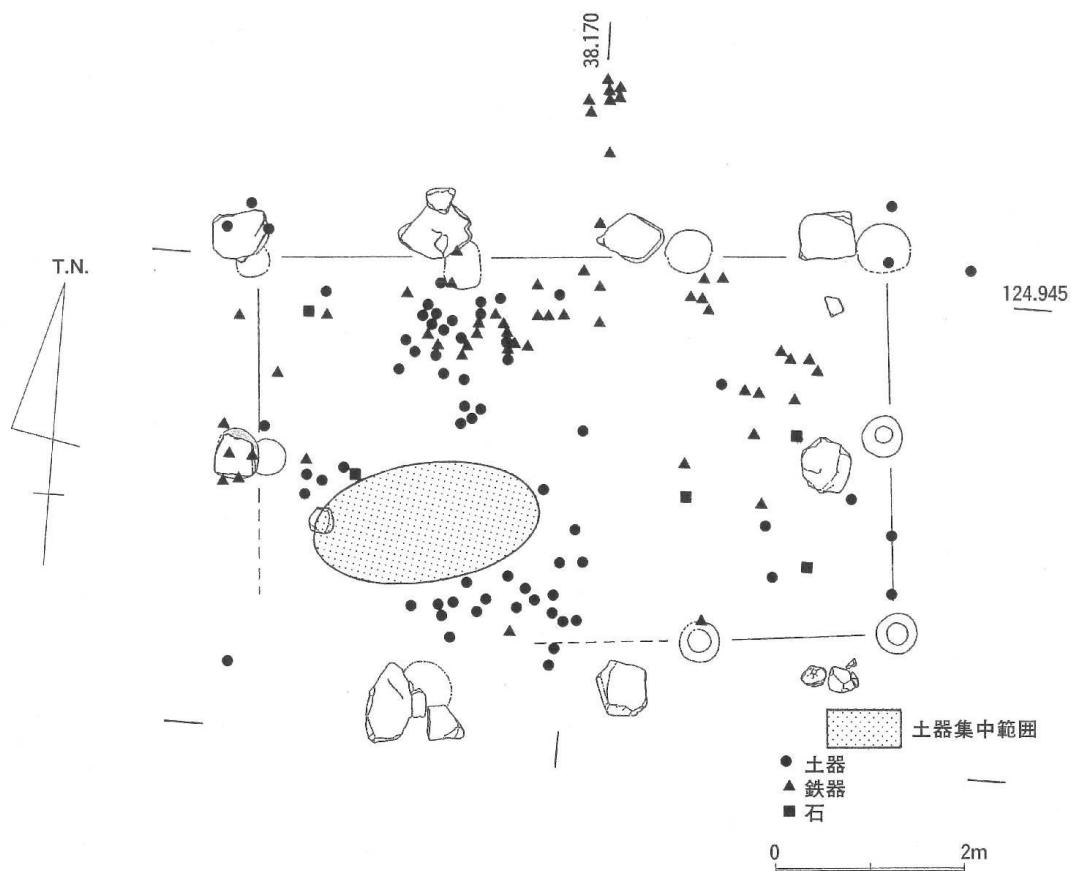
膜面観察・有機分析の結果を総合的に判断すると、樹脂は燃料油と煤や炭粉が混じったものとは考えにくく、むしろ漆塗料が何らかの形で関与もしくは関係した樹脂、ただし生漆ではなく、大量の乾性油などが混入されて平滑度を高めた状態の塗料であると考えられる。

鉄製品は外面観察により、その多くが鉄釘と確認できたが、鋸により形状の確認が困難な遺物が数点存在したため、徳島文理大学大久保徹也助教授のご協力により、X線透過による形状観察を行った。その結果、鉄釘は頭と軸の屈曲部から軸にかけてのラインが曲線的なものと、直線的なものに分類でき、鉄釘以外の鉄製品としては、軸の途中が直角に曲がるもの、細く先端を輪状に曲げているものがあることを確認した。

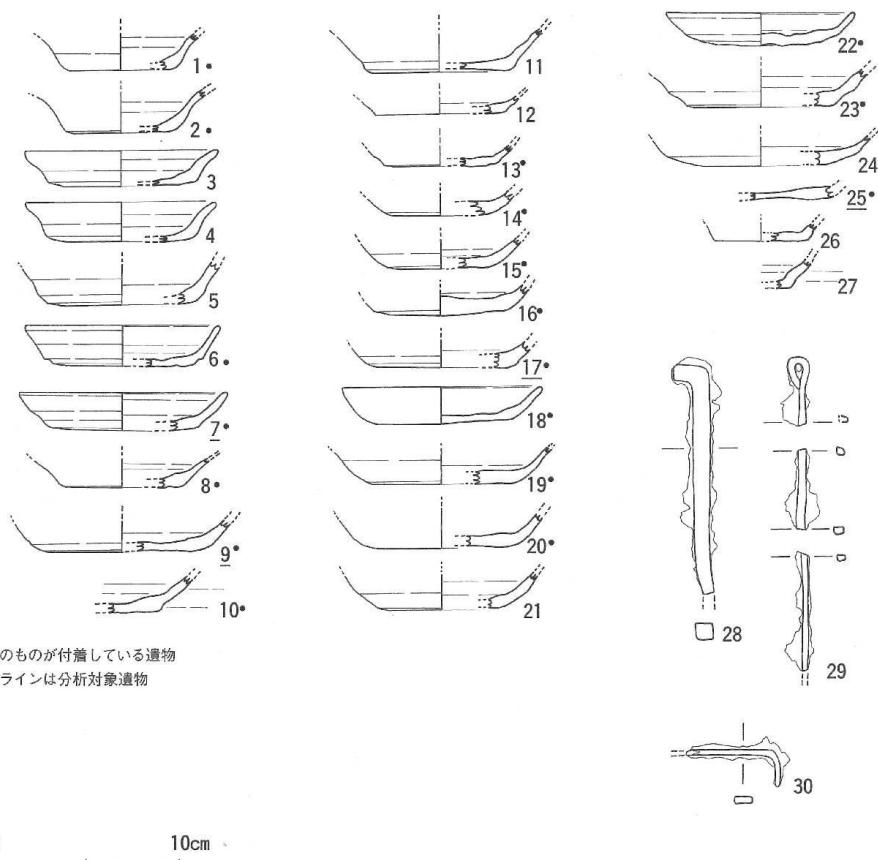
以上4種類の鉄製品について、香川県歴史博物館のご協力により撮影したX線透過写真を図版13に掲載している。

#### (4) 第1テラス

第1テラス出土遺物の取り上げ点数は189点で、うち石が172点、土器17点である。土師器の底部が出土したが、時期の特定は不可能であった。出土した縄文土器は爪形紋が施され、時期



第17図 第2テラス遺物出土状況平面図



第18図 第2テラス出土遺物実測図

は縄文時代前期と考えられる。石製品は、ナイフ形石器、剥片などがあり、材質はサヌカイトが多数を占め、その他は流紋岩である。石製品の材質については香川大学名誉教授の谷山謙氏のご教示を得た。

## 5. 文献調査

### (1) 概要

中寺廃寺跡を歴史的に位置づけることを目的に、発掘調査と並行して各地の中寺廃寺跡関連寺院に残る古文書の調査を実施しており、今後も調査を継続する予定である。現在各寺院への調査と並行して行っている『西村家文書』の調査により、一定の成果が出たので途中報告を行う。

### (2) 西村家文書の調査成果

『西村家文書』は旧造田庄村屋文書として、琴南町内の西村家へ伝世したものである。その中の「日帳」には文政10（1828）年から明治10（1877）年までの日々の記録が日記調に書かれている。香川県立文書館のご協力により調査を実施した結果、「日帳」天保6（1835）年二月の条において数ヶ所「中寺」という記載を確認した。

そのうち一部について調査整備委員会の木原溥幸委員に解読して頂いた釈文と読み下し文を掲載した。

掲載した部分は高松藩の役人の命を受けた鶴足郡の大庄屋と、造田庄村屋である西村市太夫との間で行われた文書のやり取りを記録している。文書の内容は藩主が鷹狩を行う際に通行する道筋に、名所や古跡があれば申し出るように大庄屋から通達があり、それに対し村の中には該当するものはないが、「<sup>うた</sup> 笹ヶ多尾の周辺に『犬の墓』と『中寺堂所』という名称不明の寺跡がある」との報告を庄屋が大庄屋へ伝えている。

その後、より詳しい情報を求められた庄屋は「末寺の岡にある『犬の墓』は通行筋から片道5丁（=545m）に所在する。『中寺堂所』は通行筋から片道2丁（=218m）に所在し、昔から石があると伝承されるが、寺の名前は不明である。」という旨の文章を記している。

笹ヶ多尾とは仲多度郡琴南町・仲多度郡仲南町・徳島県三野町の3町が接する付近に所在する笹の多尾（峠）のことであると考えられる。笹の多尾から中寺廃寺跡の立地する尾根上にかけて山道が走るが、ここが文献中の「御通行筋」とすると、道から平坦地までの距離が200m程度である中寺廃寺跡D地区が文献中の「中寺堂所」である可能性が考えられる。

また、その後の西村家文書の調査により文化2（1805）年に描かれた、中寺廃寺跡周辺の絵図を確認した。絵図中に中寺・笹ヶ田尾・犬塚・三ツ頭といった当時の地名が表記されている。

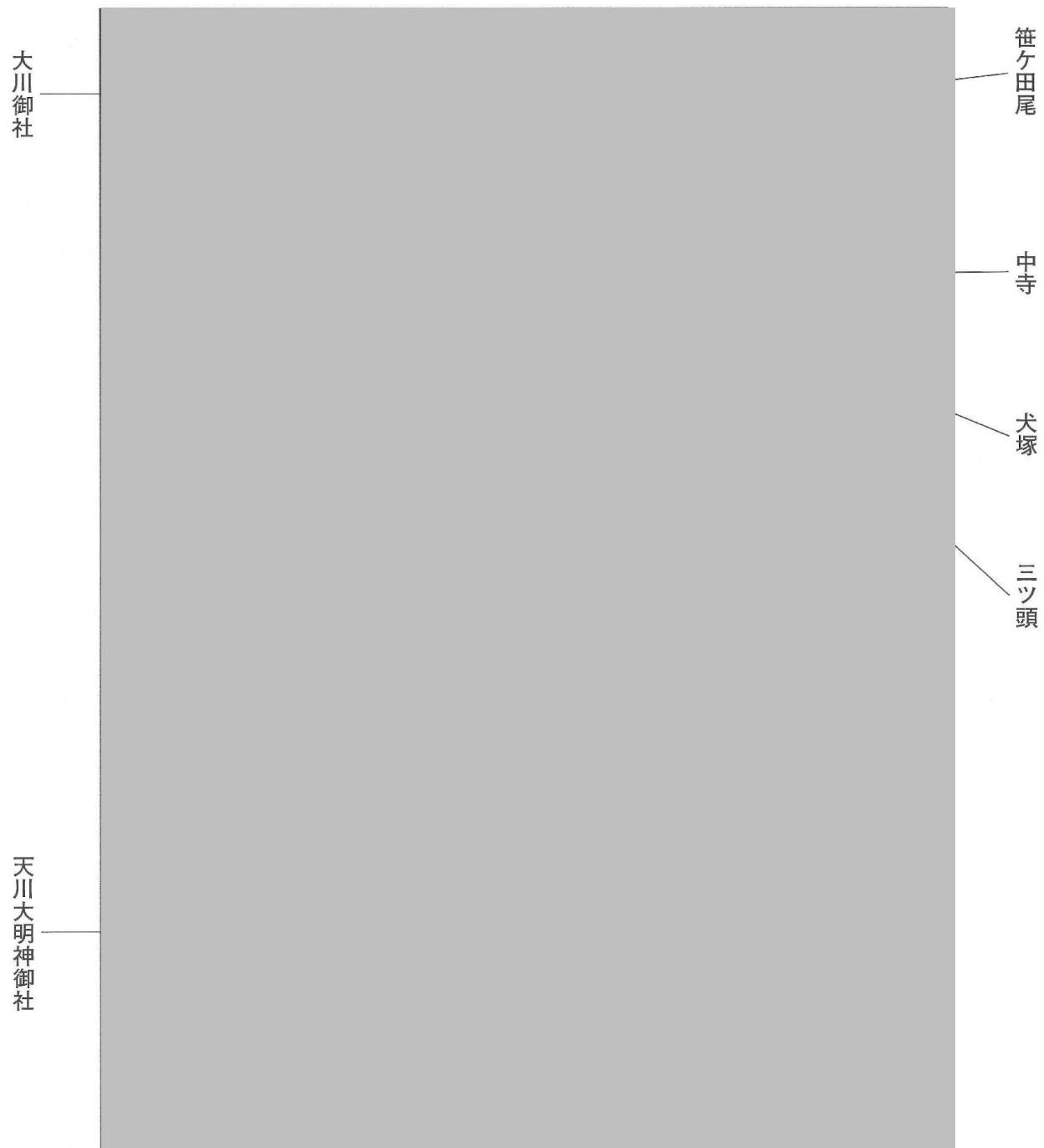


写真5.『西村家文書』中寺廃寺跡周辺の絵図（琴南町柞野谷付近）文化2（1805）年丑2月

中寺廢寺關係史料

天保六年「日帳」「西村家文書」

①

覚

一 塩入村脇野馬場と申麗々、那珂郡之内野山社人之尾と申所へ通り、鶴足郡山中寺堂所と申所へ取付可申候、夫々鶴足郡造田村之内御通行ニ而、大川へ御着ニ相成申候、此道法五拾丁位と奉存候、尤郡塚中寺ニ而者繼更ニ者、山中足場不宜故指支と奉存候

一 往古々御年寄中様郡奉行山奉行中様御通之節ハ、塩入村御林守伊平と申者、□□峯筋御通行ニ相成申候、其度ハ笠ヶ多尾と申所ニ而繼更ニ相成、夫々造田村請取大川迄相送り申候

一 昨日申出仕候古道之所も有之、又新道ニ送り立候得者、□馬ニ而御通之義相成可申候、并ニ少々之荷物等付候而も通行相成申候、駕口ハ平日ニ而も有之場所ニ御座候

右之様承り届申候、尤委細ハ見分之上、仰之通絵図面ヲ以申出可仕候、先荒々申上候、以上

上

二月二日

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様

②

上

天保六年

殿様御通筋ニ付鶴足郡造田村道橋取繕願指出帳

書

二月

壹ヶ所

一 御国境御道筋 大川御社林々笠ヶ多尾迄長七百五拾間、柞野新御林之内（以下略）

一 笠ヶ多尾々中寺迄道取繕 壱ヶ所

長千間余、尤鶴足郡・那珂郡兩郡境古道

（以下略）

右之通道橋取繕御願申上候間、御見分之上御普請被仰付可被下候、奉願上候、以上

二月

組頭 市郎右衛門

同 数之助

同 夫左衛門

庄屋

西村市太夫

③

笠ヶ多尾之絵図御指出被成、相達申候

一 此度御鷹野山分御道筋名所古跡等者無之哉、吟味之上否委細明後七日早朝迄ニ御申出可被成候、以上

二月五日

十河龜五郎

宮井清七

西村市太夫様

(4)

一筆啓上仕候、然ハ御鷹野御通行筋名所古跡等有之候得ハ、申出仕候様ニ達々被仰聞候様承知仕候、此度塙入村々御通行筋、当村之内二名所古跡ハ無御座候、尤甚々多尾近辺ニ少々申出可仕様成土地御座候得共、是ハ那珂郡之内ニ而御座候、鶴足郡造田村之内ニ者、

一大之墓

一中寺堂所 但寺号も相知不申候

右二ヶ所々外ニ者何も無御座候、是速も為指事ニ而無御座候ヘ共、御通行筋ニ付申出仕候間、御書出候義ハ御賢慮之上御見合ニ、御取計被成可被下候、右之段申上度如斯御座候、以上

一月六日

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様

(5)

殿様此度御鷹野御通行筋、其村方之古跡式ヶ所御書出相達申候、然ル所右之分御道筋とハ申ものゝ、たとい吉武丁之御廻りニ而も、矢張道法ハ入用ニ有之、近日御申出可被成候、并古跡と申ハ古哥又ハ何そ以前之形ニ而も、少々ハ相残り居申候と申歟、何れ由來御書出可被成候、甚指急キ申候、何分明朝御書出可被成候、以上

一月六日

十河龜五郎

宮井清七

西村市太夫様

(6)

一筆啓上仕候、然ハ御通行筋ニ有之候大之墓并寺地江之道法由来等も、申出候様ニ達々被仰聞之趣承知仕候、左ニ申上候

一末寺ノ岡大之墓

御通行筋々道法凡五丁位、尤御立帰ニ相成候得ハ、拾丁位ニ相成可申候、且龜末之墓印往古々有之候所、子孫之者ニ有之、天明年中内田免大道筋ヘ別紙碑銘之通ニ而、引墓ニ仕御座候、併格別子細も伝承不仕義ニ御座候

一中寺堂所

御通行筋々凡式丁位、尤御立帰ニ相成候時ハ四丁位、往古者石ノ口等相尋居申候、併寺号等も相知不申候義ニ御座候

右之通ニ御座候、以上

庄屋

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様

中寺廃寺関係史料

天保六年「日帳『西村家文書』の読み下し文

①

覚

一 塩入村脇野馬場と申す麓より、那珂郡の内野山社人の尾と申す所へ通り、鶴足郡中山寺堂所と申す所へ取り付き申すべく候、夫れより鶴足郡造田村の内御通行にて、大川へ御着きニ相成り申し候、此の道法五拾丁位と存じ奉り候、尤も郡堺中寺ニては継ぎ更えニは、中山足場宜しからざる故指し支えと存じ奉り候

一 往古より御年寄中様郡奉行山奉行中様御通りの節ハ、塩入村御林守伊平と申す者、□□峯筋御通行ニ相成り申し候、其の度ハ笠ヶ多尾と申す所ニて継ぎ更えニ相成り、夫れより造田村請け取り大川迄相送り申し候

一 昨日申し出で仕り候古道の所もこれ有り、又新道ニ送り立て候得は、□馬ニテ御通りの義相成り申すべく候、并びニ少々の荷物等付き候ても通行相成り申すべく候、駕□ハ平日ニてもこれ有る場所ニ御座候

右の様承り届け申し候、尤も委細ハ見分の上、仰せの通り絵図面ヲ以て申し出で仕るべく候、先ず荒々申し上げ候、以上

一月三日

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様

②

上 天保六末年

一 殿様御通り筋ニ付き鶴足郡造田村道橋取り繕い願い出し帳  
書 一月

一 御国境御道筋 壱ヶ所

大川御社林より笠ヶ多尾迄長さ七百五拾間、柞野新御林の内（以下略）

一 笠ヶ多尾より中寺迄道取り繕い

長さ千間余、尤も鶴足郡・那珂郡両郡境古道

（以下略）

右の通り道橋取り繕い御願い申し上げ候間、御見分の上御普請仰せ付けられ下さるべく候、願い上げ奉り候、以上

一月

組頭 市郎右衛門

同 数之助

同 太左衛門

庄屋

西村市太夫

③

笠ヶ多尾の絵図御出し成され、相達し申し候

一 此の度御山分御道筋名所古跡等はこれ無き哉、吟味の上否委細明後七日早朝迄ニ御申し出で成なさるべく候、以上

一月五日

十河龜五郎

宮井清七

西村市太夫様

(4)

一筆啓上仕り候、<sup>〔か〕</sup>然れハ御鷹野御通行筋名所古跡等これ有り候得ハ、申し出で仕り候様ニと達々仰せ聞かされ候様承知仕り候、此の度塙入村より御通行筋、当村の内二名所古跡ハ御座無く候、尤も筈ケ多尾近辺ニ少々申し出で仕る様成る土地御座候得共、是ハ那珂郡の内ニて御座候、鶴足郡造田村の内ニは、

一大の墓

一中寺堂所 但し寺号も相知れ申さず候

右二ヶ所より外ニは何も御座無く候、<sup>〔これど〕</sup>是辺も指し為る事 <sup>〔こ〕</sup>ニテ御座無く候へ共、御通行筋ニ付き申し出で仕り候間、御書き出し候義ハ御賛慮の上御見合わせニ、御取り計らい成され下さるべく候、右の段申し上げ度斯くの如くに御座候、以上

一月六日

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様

(5)

殿様此の度御鷹野御通行筋、其の村方の古跡二ヶ所御書き出し相達し申し候、然ル所右の分御道筋とハ申すものゝ、たとい壹式丁の御廻りニても、矢張り道法ハ入用ニこれ有り、近日御申し出で成らるべく候、并びに古跡と申すハ古哥又ハ何そ以前の形ニても、少々ハ相残り居り申し候と申す歟、何れ由来御書き出し成さるべく候、甚だ指し急キ申し候、何分明朝御書き出し成さるべく候、以上

一月六日

十河龜五郎

宮井清七

西村市太夫様

(6)

一筆啓上仕り候、然れハ御通行筋ニこれ有り候大の墓并びに寺地えの道法由来等も、申し出で候様ニ達々仰せ聞かされの趣承知仕り候、左ニ申し上げ候

一末寺ノ岡大の墓

御通行筋より道法凡そ五丁位、尤も御立ち帰りニ相成り候得ハ、拾丁位ニ相成り申すべく候、且つ龜末の墓印往古よりこれ有り候所、子孫の者どこれ有り、天明年中内田免大道筋へ別紙碑銘の通りニて、引墓ニ仕り御座候、併しながら格別子細も伝承仕らざる義ニ御座候

一中寺堂所

御通行筋より凡そ五丁位、尤も御立ち帰りニ相成り候時ハ四丁位、往古は石の口等相尋ね居り申し候、併しながら寺号等も相知れ申さず候義ニ御座候

右の通りニ御座候、以上

庄屋

西村市太夫

宮井清七様

十河龜五郎様